

奈良県告示第四百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
葛城市笛吹（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県高田土木事務所並びに葛城市役所建設課及び御所市役所土木課
葛城市寺口（〇〇一）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県高田土木事務所及び葛城市役所建設課
葛城市寺口（〇一〇）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県高田土木事務所及び葛城市役所建設課
葛城市寺口（〇一一）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県高田土木事務所及び葛城市役所建設課
葛城市當麻（〇〇八）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県高田土木事務所及び葛城市役所建設課
葛城市梅室（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県高田土木事務所及び葛城市役所建設課
葛城市梅室（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県高田土木事務所

域	葛城市山口（〇〇一）土石流警戒区
おり	次の平面図のとおり
並びに葛城市役所建設課及び御所市役所土木課	奈良県高田土木事務所及び葛城市役所建設課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。